

## 募集等に係る株券等のお客様への配分に係る基本方針

制 定：平成14年10月1日  
(最終改正：平成27年9月16日)  
野畑証券株式会社

1. 弊社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用ニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、弊社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分につとめることを基本方針としております。
3. 弊社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。
  - (1) 新規公開株の場合  
新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として抽選により配分先を決定いたします。
    - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に弊社抽選口に行われた需要申告又は配分の申込みについて、抽選日に弊社が行います。
    - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分は厳正な抽選を行います。
    - ③ 複数単元株式数の申し込みを行っている場合についても、当初当選株式数は1単元株式数とし、可能な限り多数のお客様に配分が行なわれるようにいたします。
    - ④ 抽選を行う場合、配分者及び補欠配分者を決定し、抽選により当選した配分者がキャンセルを申し出た場合は、補欠配分者がその配分者となります。ただし、補欠配分者が存在しない場合には、複数単元株式数申込者に対して再抽選を実施いたしません。
    - ⑤ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。
    - ⑥ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
    - ⑦ 抽選は、次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用しない若しくは中止す

ることがございますので、あらかじめご了承ください。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 配分の申込み数量が弊社における配分予定数量に満たない場合

ハ 抽選の申込み数量が弊社における抽選数量に満たない場合

(2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

① 適合性の原則に関する基準

- ・ 弊社に過去1年以上前より口座を開設していただいているお客様を中心に、新規公開株のリスクをご理解いただいた上で配分を行うこととしております。
- ・ 弊社は、過去の株式投資経験が1年以上あり、さらに、新規公開株を含めた株式投資リスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。

② ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

- ・ 弊社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様のみを中心に配分することとしています。

4. 弊社では、過度な集中配分及び不公平な配分とならないよう以下の基準を設け、配分を行いません。

(1) 原則として、前回抽選により配分を行ってから、1ヶ月間のインターバルを設けることとしております。ただし、他のお客様より配分の申込みがない場合は、配分を妨げません。

5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなされたお客様の両者の中から決定いたします。ただし、お客様から申告又は申込みをなされた数量が、弊社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをなされていないお客様にも、弊社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

6. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又は電話で受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらの需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の弊社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込み期間終了までの間、弊社のホームページ (<http://www.nobata.co.jp/>) においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 弊社におきましては、お客様の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②弊社の役職員、③弊社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し、遵守に努める所存であります。

なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、弊社の使命であると考えております。

以 上